

Mei Sei Zei



シンポジウム。Wikipediaによれば「古代ギリシアの饗宴に由来する「研究発表会」「討論会」をさすことば」とされており、元々は酒を飲むと言う言葉に由来しているようである。

ただの飲食や飲酒ではなく、饗宴という言葉からは、美味しそうな料理を前に酒を酌み交わし、楽しい音楽と笑い声が聞こえるような賑やかな雰囲気を感じることができる。

古来人間は、酒を酌み交わす際、大いに語らう事が常となっており、涙酒や恨み酒という暗い雰囲気や馬鹿騒ぎをするという事でなく、アカデミックな議論がされる場所として大いに盛り上がったのであろう事が、この「シンポジウム」という言葉の由来から窺い知る事ができる。

我々、名青税の会員もその例に漏れず、酒を伴う飲食の時ですら、知らず知らずのうちに税法や日常業務について語ってしまうような人物が多いような気がするが、そこからは「シンポジウム」という雰囲気は何故か感じられない(笑)。

本年11月8日(土)に千葉の地において開催される全青税シンポジウムに、我々研究部が代表として参加する。そのテーマは「タックスミックス」と日常業務には直接的に関わりが薄い内容ではあるが、実際、関わってみるとこれが中々面白い。そしてどこまで行っても明確な答えがでないような迷走感にも囚われる。追いかければ離れ、入り口から進んだはずなのにまた入り口に戻る。それはまるで、三蔵法師と孫悟空が目指したガンダーラのような存在とすら思え、「そこに行けば最適なタックスミックスが得られるが、どこにあるか誰も知らない」理想郷を追い求める人生の旅路という感覚に似ているのかもしれない。

新開部長(熱田)が孫悟空ならば、梅田・兵藤副部長(熱田・千種)は猪八戒、沙悟浄か。遥かに遠いとされるタックスミックス(理想郷)への旅物語を聞きに千葉へと足を向ければ、その行程に要する時間と相まって確実に皆さんは、理想郷への旅路の追体験ができることでしょう。

そんなワクワクする旅物語を研究部一丸となり、昼夜を問わず議論しながらご準備いたしております。是非その成果をご覧下さい。きっとあなたの理想郷を見つけられると思いますよ。



研究担当副会長

土屋 広 高

『Tax Mix Remix
～所得課税と消費課税の名青税的検討～』

平成26年11月8日(土) 名古屋青税 15:30～16:00

全青税秋季シンポジウム2014 in 千葉

CONTENTS

- 01-会長就任挨拶
 - 02-全青税 全国大会
 - 04-役員懇談会
 - 06-家族懇親会
 - 08-制度部研修会
- INFORMATION

第47回 全国青年税理士連

8月3日(日)に岐阜の長良川国際会議場にて全国青税の第47回全国大会が開催されました。まず山川宗玄老師による基調講演があり、定時総会が始まりました。坂井執行部から坂本執行部へバトンタッチ!坂井執行部では水野法対策部長と濱田厚生部長が活躍されました。お疲れ様でした。そして坂本執行部では小林総務部長が活躍します。頑張ってください。

1年の労いと1年のスタートを祝して懇親会も催され、みなさん楽しんでいた様子です。

さて、全国青税の役員を退任された水野誠会員・濱田和希会員と新たに就任された小林弘隆会員から直接の感想を伺っています。みなさんどうぞご覧下さい。

組織・広報部長 安藤 宣 貴



全国青年税理士連盟 第47回全国大会 岐阜大会



全国青年税理士連盟総務部長就任にあたって

8月の全国青税岐阜大会より、全国青税の総務部長に就任しました北支部の小林弘隆です。

全国青税の総務部長はここ数年、会長と同じ単位青税から選ばれるのが慣例となっておりましたが、今回、近畿青税の坂本和穂会長の下、なぜか名古屋青税のわたくしが総務部長を務めさせていただくことになりました。なぜなのでしょう、皆目見当がつきません。ちなみにわたくしと坂本さんの間で金品の授受等は一切なかったことは申し添えさせていただきます。そりゃそうです。

名古屋から全国青税の総務部長が出るのは片山泰宏会長時の水野誠氏以来とのこと。彼はわたくしが最も尊敬する税理士の一人だと言えなくもない存在なので、とても光栄に思えなくもないビミョーな気持ちでございます。ええ、はい。

そんなわたくしですが一年間、名古屋青税の名を汚さぬよう、全国青税で頑張っ参る所存でございます。

押し寄せる荒波を掻い潜って、なんとか一年後の全国青税埼玉大会を笑顔で迎えたいと切に願う38歳のいたいけな中年を名青の皆様もどうかご支援くださいますよう。

全国青税 総務部長 小林弘隆

盟 岐阜大会

日 時：平成26年8月3日(日)
場 所：長良川国際会議場



全国青年税理士連盟法対策部長退任にあたって

青税に入会してすぐに全国青税の活動に参加していた自分にとっては、全国青税の中枢である法対策部は、税理士として自分を高められる厳しくも心地の良い場所でした。しかし、まさかの部長ということで一度ならず辞退をしました。最終的には坂井前会長とやれるところまでやってみようという気持ちになり、お引き受けしました。

名古屋から初めての法対策部長ということもあり、応援の声もたくさんいただきましたが、一方で「名古屋で法対が務まるの?」「全青に人材がいなくなった…」といった声があり、他方で名青税の一部会員からは「全青は文句ばかり言って嫌い…」といった批判の声も少なからず聞きました。このような声も真摯に受け止めつつ、13年ぶりの税理士法改正への対応を含む諸活動を、時にぶつかりながら全力で行ってきました。

昨今の名青税では親睦や実務に直結する研究活動ばかりが重視される傾向を感じます。また、税理士会支部と同じ数の青税支部があるという特殊性から、ややもすると支部の青年部のような活動がメインになる会員も多いと思います。

みなさんが、いろんな側面を持つ青税のどこに興味を持って、どこに意義を見出すかは自由です。

しかし、本来であれば意見も抹殺されるような弱小零細の僕たち若手税理士が、青税を通じて、直接、税理士会や政府に意見をできるということはすごいことだと感じています。もちろん、その意見は自分や団体のためといったエゴではなく、あるべき税理士制度や我が国の税制を考えての意見です。こんな青臭さこそが青税の根源であり、それが税理士としての基礎を学ぶ場になっているものと信じています。

振り返れば、青税とは何か、税理士とは何かをとことん突き詰めた1年となりました。得がたい経験をさせていただけたことに感謝するとともに、全国青税に少しでも興味を持つ名青税会員が増えることを祈念して、退任のあいさつとさせていただきます。

前全国青税 法対策部長 水野 誠

全国青年税理士連盟厚生部長退任にあたって

皆さん、こんにちは。去る8月3日の岐阜大会をもちまして全国青税の厚生部長の職を退任することになりました。北支部濱田です。この1年間非常に充実した青税活動を送ることが出来ました、かねエ〜?!

全国各地で行われる月1回の理事会、後の懇親会を仕切るため、毎回理事会に出席し、更にどうせ出席するなら同日午前中に開催されていた法対部会にも出席し、素面と酔いどれの間を渡り歩くこと幾星霜、ここまでやってこれたのも全青理事会及び懇親会に出席頂きました名古屋の皆さんのおかげです。こんな私を野次ってくれて有難う、そして名古屋まで連れてきてくれて有難う!

と、冗談ばかりですが厚生部長という役職を務めさせていただけなかったら、全国にこんなにも知り合いができることもなかったと思います。税理士というのはかなり地域性の高い職業ですからね。とても刺激になりましたよ、ホント。

会員の皆さんも今後チャンスがあれば是非とも全国レベルの青税活動にトライしてみてください! 全国大会、シンポだけではわからない全国青税の良さがきっと見つかると思います。

まずは全国青税の理事会から一度一緒に参加してみませんか? ご希望ありましたら、濱田までご連絡お待ちしております。

前全国青税 厚生部長 濱田 和 希

一、臨税の現状と今後について

名青税 臨税の廃止を目指しているのは承知しているが、現状どの程度の進捗状況かを聞きたい。また、対象が農協を中心に行っている印象を受けるのはなぜか。

名古屋会 愛知は、熱田、名古屋西、中川、半田の4支部が残っています。国税局や税務署を訪問したり、農協に対しても具体的な提案をしたりしていますが、中々進展しません。農協以外にも漁協もありますが、農協の割合が大きいので農協を中心に対策をとっています。

名青税 不勉強なので教えていただきたいが、臨税の許可の中で所得制限はないのか。

名古屋会 所得制限はありません。

名古屋会 臨税ができた理由は、税理士数が少なかった時代の名残がある事と、もともと昔の農業経営というのは税金が出るか出ないかぐらいの所得で、臨税は数ある農業者を申告させる手段だったと考えられます。

地域ごとに歴史的背景がありますし、あるべき姿にするためにこつこつと努力する必要があると考えています。

名青税 税務署や国税から働きかけはしてくれないのか。

名古屋会 働きかけという質問には答えようがあ

りません。今後はどの様に農協と信頼関係を結ぶかが重要だと考えています。

二、無料相談での電子申告対応と税理士の責任について

岐阜青税 確定申告期の無料相談の電子申告について。岐阜北支部では、税理士がパソコン入力を行い、無料相談用の利用者識別番号で電子申告を行う。一方、岐阜南支部では、税理士が控除証明書など資料を確認し、その次に税務署が雇ったキーパンチャーがパソコン入力をして、そのまま電子申告をしていると聞いた。受託事業であるので、名古屋会として統一的な対応があるのではないのか、今後は統一的な方法を取っていくのか。

名古屋会 岐阜北では税理士が代理送信をしていて、岐阜南は来署型送信ということですね。来署型は、税理士が触ってはいけないところがあり、無料相談で来署型は使わないという方向になっていますが、まだ若干残っています。

日税連の通知のように、代理送信というのは税務書類の作成の延長にある、というのが本来だと思います。無料相談会場では税務支援用の利用者識別番号を使うので、自分の電子認証を利用して送信していただく事が正しいと思います。

岐阜青税 名古屋では来署型はないのか。

名古屋会 昨年の国税局との話し合いの中で、

官職証明をつけた来署型は無料相談にはなじまないとなりました。

名青税 無料相談の税理士向け事前説明会で、税務署の担当者が「納税者の中にはパスワードを忘れてる人がいる。それでも申告はできるので、パスワードがわからなくても送ってください。」と説明していた。

本来、翌年以降は納税者自身が自宅でe-Taxができるように推奨していく形で無料相談をするはずだった。しかし、近年では結局税理士が入力し、そのまま送信するという状況がある。さらにメールボックスが見られないということはますます納税者が自分で行うのは難しい状況になってしまう。

名古屋会 思っていることはその通りです。

名青税 紙でやっていたときは自書申告で、翌年からは自分で書いてくださいというのが税務支援の趣旨だったと思うが。代理送信でOKとなると便利だから翌年も、また申告会場にリピーターとして来てしまうのではないかと思う。

名古屋会 それは税理士が入力し、代理送信するからでしょうね。

名青税 おそらく、電子申告をやるつもりがない人に無理にやらせるからそういうことになる。それは運用としておかしいのではと思う。

名青税 税理士会は電子申告の普及率を上げたいのか。納税者にとって便利であれば使ってもら

名古屋税理士会役員との懇談会議事録

日時：平成26年8月6日(水) / 16時00分～18時10分 / 場所：税理士会ビル 8階 会議室

司会：水野貴文名古屋税理士会会務検討委員長 議事録作成者：宮島総務副部長(名古屋青年税理士連盟)

えばいいし、電子申告は選択肢のひとつで十分だと考える。

名古屋会 受託事業としてやっている税務支援は、本来は税務相談と税務申告書類の作成指導であり、申告書の受理は本来の仕事ではないのですが、国税局との関係もあるので受け取っているのが現状です。

三、税制改正について

名青税 5月10日名古屋会の意見書を拝見してまずひとつ質問したい。前年に「納税者権利憲章」が「納税者憲章」になり、今年の平成27年版を見ると「納税者権利憲章」に戻っていたが、なぜ一回権利を抜いてまた戻したのか。

名古屋会 理由は特にありません。

名青税 今回の税制改正の流れは、消費税は8%に上がって、さらに10%に上げるかの判断がある。それは社会保障の財源確保、財政の健全化という事で理解できる。一方で法人税は下げることで、財源探しの話だけをしている。直間比率が変わり、低所得者に対して非常に厳しい税体系になっていっていると思うが、調査研究部の意見をお聞きしたい。

名古屋会 現在、28年度税制改正要望書に向けて作業を開始しています。

税目ごとに分かれてしまっているの、全体的な財源を含めたところでの議論では弱いところがある点

は否めません。部内でも財源の整合性がつくようなひとつの制度として提供できるものを作るべきと思っています。

中小企業に対する外形標準課税という非常に心配な問題も出てきています。外形標準課税で人件費に対して課税をするということをする、中小企業が存続できなくなるという問題意識は、国会議員と共有しており、今年の連合会の建議書では3つの大きな項目について挙げています。ひとつは消費税の単一税率維持。次に、外形標準課税を中小企業に導入しない。そして欠損金の控除限度額についても反対とあげています。

名青税 日税連の建議書と名古屋会の意見書も確認している。外形標準課税や欠損金の控除制限について導入されれば困るというのは当然だが、外形標準課税が人件費課税だからダメだという理屈であれば、消費税も付加価値税なので同じかと思う。また、消費税の税率を上げることには賛成で、一方で単一税率維持という議論は国民から見てもどう映るか。新聞各社は、低所得者対策を持ち出して軽減税率を取り上げている。そうすると日税連は低所得者対策に反対なのかと誤解を招く恐れがあるのではないのか。いっそ10%に上げるなどと言った方がすっきりするのではないのか。

名古屋会 消費税の税率は財源を考えると上げざるを得ないというのは共通認識であるのではないのでしょうか。課税の公平性を考えた場合に、所得

課税に対するウェイトと、消費に課税するということのバランスをどの様にとっていくかが大切などところだと思いますし、その中では10%を撤回してという話にはならないと思います。税理士会として単一税率の維持を推進していますし、われわれは複数税率が事業者にとってどれだけ負担かよくわかっています。その一方で低所得者に対しては給付付税額控除を主張しています。

四、租税教育の目指すべき方向性について

名青税 6月23日に名古屋会で租税教育に関する研修会が開催され、学習指導要領を理解して租税教育を行うことの必要性についてお聞きした。この中で、東京会の講師から話があったが、授業の内容については支部間でなるべく差のないようにしていくべきだという話があった。名古屋会としても支部間の差について検討しているのか。

名古屋会 支部の担当者と意見交換を行った時も、名古屋会のテキストを作ってほしいという支部があったり、謝金を上げて欲しいという支部があったりします。そういった状況で支部間の統一はこのところ考えていません。東京会ではできる事で名古屋会では難しい事もあります。ただ講師は増やしていく必要があるの、施策は考えております。

名古屋会 日税連も租税教育のテキスト、小学校中学校を全面的に改訂します。学習指導要領に基づいた指導方法に掲げる「生きる力」を大切に、全面



的に改正されています。いずれ支部に配るのでそれを参考にしてもらいたいです。

名青税 私の所属する支部では講師の裁量に任されている。やる方としては迷う部分もあり、もし会として方針があれば示してもらえるといいと思った。

あと、会報誌で租税教育推進委員会では、いくつか講義をしているということを読んだ。社会人に対して、新入社員教育という形で行われているようだが、達成度や感触はどうか。

名古屋会 新入社員への租税教育においては、源泉徴収票や給与明細自体を見たことがなく、どこに税金が使われているかも知らない、そういった人が多いようです。だから納税者の意識を向上させるには、社会人に対する租税教育は意義あると感じています。

名青税 総会の議案書ではその他に高校生、大学生、教員も含めているが、このあたり具体的に考えているところはあるか。

名古屋会 高校はたぶん2年前ぐらいに取り組みましたが、結果的にそこで実現できたのは1校ぐらいでした。先生への教育、特に社会科教師への取り組みは、愛教大の真島准教授の社会科の授業作りで税を中心とした社会科の授業作りに協力していきたいと考えています。また名市大と愛教大に日税連寄附講座があり、積極的に協力していきたいと考えています。

ています。

名青税 小学校・中学校が抜けているが、これは教員に対して租税教育を行うということでフォローしているかなと思う。教員に対しての状況はどうか。

名古屋会 教員に対しては2年ぐらい前に名古屋市の社会科の先生たちへの研修会で、1時間半ぐらい租税教育の実演をしました。あと名古屋市の教育委員会を訪問し、教員の更新研修に組込んでほしいと要望したが難しい様であると感じています。

五、書面添付制度について

名青税 名古屋会でも推進しており、研修では書面添付の書き方などの実践方法は行われている。しかし、そもそもなぜ税理士が、社会的使命の一環としてこの制度に取り組む必要があるのかわかりにくい。

名古屋会 これは税理士の権利として税理士法の中に謳われています。するかどうかは各税理士の考え方によるでしょうが、自分が作成した申告書や審査事項などをきちんと表現していく権利は与えられているということです。そのように理解すると見方が違ってくるのではないかと思います。会員税理士にその理解を進めるという点では、まだ十分に広報できていないというのはあると思います。

名青税 私も申告書に、その申告書の作成にあたり計算し、整理した事項を記載することは、いいこ

とだと思っている。しかし、納税者自身にも記載させても良いのではないか。税理士だけに認められているのには若干違和感がある。

名古屋会 それはやはり税理士法に定められた立場、つまり独立公正な立場という事です。まさしくそこに書面添付、さらには税理士の存在意義があります。

名青税 業務対策部がやっている書面添付制度の取り組みについても、その意義がしっかりみんなに周知できれば、会員の取り組み方が違ってくるはずだ。今後どう取り組み、普及率を押し上げていくのか。

名青税 チェックリストを見直したいと考えています。HPに載っているが少し見にくいので、掲載方法を含めて検討していきたいです。

名青税 推進している税理士の名簿を出すというのはプラス的な要素と思う。

名古屋会 名古屋会ではそういうのがいいのかどうか含めて検討していきたいです。

六、税理士法の改正を受けての対応について

名青税 所属税理士という制度は、勤務している税理士が独立しやすいように設けられたと聞いているが、運用面を見ると年度ごと顧問先ごとに親方税理士の承諾を得る必要があり、煩雑な手続きであると思う。名古屋会として運用マニュアルのようなも

出席者

名古屋税理士(名古屋会)

小川 令 持 会 長 篠 寄 磐 副 会 長
大橋 裕 志 副 会 長 伊 神 一 副 会 長
久野 完 治 副 会 長 今 井 正 義 副 会 長
前原 明 弘 副 会 長 西 村 高 史 副 会 長

平 昌 彦 専 務 理 事
鈴木 朋 宏 専 務 理 事
水野 博 信 総 務 部 長

名古屋青年税理士連盟(名青税)

濱 田 和 希 会 長 佐 藤 昌 哉 副 会 長
小林 弘 隆 副 会 長 斎 藤 浩 基 副 会 長
土屋 広 高 副 会 長 水 野 誠 委 員 長
仙田 浩 人 副 会 長 水 野 貴 文 委 員 長

岐阜青年税理士連盟(岐阜青税)

美 濃 島 慎 平 会 長
市 川 公 一 副 会 長
橋 本 武 彦 副 会 長
小林 直 樹 副 会 長

のを作成していく予定はあるか。

名古屋会 今のところマニュアルの作成は検討していません。現段階では所属税理士制度の運用にあたっての書式は、まだ最終的なものは日税連のほうで定まっていらないと思います。当初のものから修正をしているという段階です。

名青税 今回の内容を見ると、雇用主の税理士と補助税理士との関係が良好な場合でなければ制度の利用が進んでいかない状況だと思う。制度が形骸化してしまい活用する人がいないと、税理士法改正の意味がない。親方の承諾がなくても運用できると、若手税理士は独立しやすくなるのではないかなと思う。

名古屋会 今回、守秘義務の問題と賠償責任の問題が非常に大きくありました。親方に黙って仕事した場合、例えば所属税理士が賠償責任を負った場合に、親方は責任を免れられるのか、どこがどう責任を負うのか、という問題をクリアにするために、こういう形になりました。一方、親方のほうからも勝手に仕事をされるのとはどうかと意見がありました。確かに仕事の区別や給料をどうするか、など事務所としての服務規程は当然ありますし、そのために親方の承諾がいります。確認書を取り交わすということは賠償責任を明示する事にもなります。ただ補助税理士でも導入当時、なかなか浸透しませんでした。補助税理士制度が創設された理由は、当時の勤務税理士は税理士ではなく、ただの職員とし

て扱われていました。そこを税理士として認められるようにしたのが補助税理士です。やっとそれが理解されてきました。

名青税 今の青税側の話とは逆に、あまり簡単に所属税理士が仕事を行えると、親子の税理士で所得の分散みたいなことをできてしまうのではないかな。

名古屋会 逆に言って、それほど大きな規模を想定していません。それであれば開業すべきと考えます。本来、税理士は個人に与えられた資格でもって自分の立場でお客と相対するのだから、そのステップとしての制度となるのではないのでしょうか。

名青税 税理士法から外れた研修義務化について、『税理士界』の記事によると、研修の義務化が外れた理由が、現状36時間以上達成している割合が30%程度にしかないで、この義務化を達成するためには、もう少し達成率を上げていく必要があるという話だった。確かにその通りだと思う。しかし、現状では定員がすぐに埋まり申込すらできない研修がある。マルチメディアや、ユーストリームの利用など、達成率を上げる方策を具体的に考えているのか。

達成率をあげていくという方針で進めば、研修の義務化を税理士法で規定することにつながるのではないかな。それは不真面目な税理士を減らす事と、税理士全体の質の向上とに結びつくのかなとも思った。

名古屋会 法律の中には義務化が入りませんでし

たが、今回名古屋会の会則を改正するにあたって、会則の中では研修義務化が入るでしょう。そういった中で研修時間の確保は重要になります。補助税理士など勤務しているとなかなか参加できない問題など、研修の受講のチャンネル多様化は現在検討しています。

名古屋会 今年から名古屋会では研修を増やしています。しかし、指摘のように人気がある研修は当日で締め切られるという状態になっています。それでも200人のところ350人受け付けたり、3階を開放したりしていますが、会員に不便をかけています。名古屋会では、遠方の支部のためにサテライト研修を高山、多治見、中津川の3支部で実施しています。希望があれば他支部でもやれますが、実験的にこの3支部でやっています。また税理士会ビル2階の会場からの研修を、個別の会員に配信できないか情報システム委員会で検討しています。それから連合会のほうのマルチメディア研修もすでにたくさんあります。そういうものの利用もみなさんに検討していただければと思っています。

プログラム

- 1.名古屋青年税理士連盟…会長挨拶 濱田和希
- 2.岐阜青年税理士連盟…会長挨拶 美濃島慎平
- 3.名古屋税理士会……………会長挨拶 小川令持
- 4.自己紹介
- 5.質疑





去る平成26年8月24日(日)に名青税家族懇親会が駒ヶ根高原・アルプスの丘家族旅行村にて開催されました。手配していた大型バス3台では収容できない150名という予想を上回る多くの方に参加していただきました。

現地では、マス掴み体験、木工工作体験、大スイカ割り大会を開催しました。

マス掴み体験に関しては、マスを手で捕まえて、捕まえたマスをホイル焼きにし、おいしくいただきました。

また、木工工作体験では、自然の木を使った世界に一つだけのオリジナル作品を作製致しました。個性豊かな作品が次々と完成し、大切に持って帰る姿が印象的でした。

その後、支部ごとに分かれてテラスでバーベキューを楽しんだ後、5玉のスイカを用意し、大スイカ割り大会を開催し、そのスイカを全員でデザートとしていただきました。

今回の家族懇親会は、遠方のため不安はありましたが、天候にも恵まれました。涼しい高原の中、会員及びご家族



かぞく会へいったら、はまだやずか
わたしは、かぞくかいでながのけんのか
がねにいってまじました。てんきよほうはく
ちりのちめめだ、たんてすか、げんろについ
たらとてもいい天気になりました。まずさい
しょにみんなできけんしゃしんをと。でその
あとハモ、こうたいけんをしました。いろん
な形の木をつかつかしてしんたてをつくりま
した。つぎに、マスつかみをしました。マス
がスバヤク。てつかまえるのがとてもむずか
しかたです。だべたかたはひるは、みん
なでバーベキューをしました。おにくがやわ
らかく、とてもおいしかったです。さいご
に、こどもたちだけでスイカありをしました。
めかくしをしたのでスイカにあたるかふあ
んだったけど、まんなかにあた。てよめ、た
です。いつも、たのしいきかくをしてもらえ
てうれいします。またらいぬ人も、いさとい
とおちいました。

の皆様がのんびり過ごされていた姿、そして、なによりも子供たちの楽しそうな笑顔が見られたことが一番の達成感でした。

しかし、追加で手配したバスにトイレが付いてなかったため、窮屈な思いをさせてしまったこと、また、時間の関係上、温泉に行くことができなかった皆様には、深くお詫びを申し上げます。

私自身、家族懇親会を無事に終えることができたのは、

参加者の呼びかけから連絡等、様々な形でサポートしてくださった各支部の支部長、準備から当日の進行まで迅速かつ的確に行動していただいた厚生部の部員、そして、家族懇親会に参加してくださった会員及びご家族の皆様のおかげだと思っております。感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。

厚生部長 渥美友季大



■日時／平成26年7月14日 ■場所／名古屋国際センタービル

第1回 制度部研修会

去る7月14日、名古屋国際センタービル第2会議室において、午後7時より第1回制度部研修会が行われました。

名古屋税理士会業務対策部員として書面添付制度の普及にご尽力されている半田支部の竹内眞会員を講師にお招きして、「書面添付制度を語ろう～税理士法第1条の解釈を基点として～」のタイトルで、質疑応答も含めて約1時間半の講演を行いました。

本年度の制度部の研究テーマの一つである税理士法33条の2「書面添付制度」について、事前に制度部員にアンケートを行い、書面添付の経験の有無を確認しました。書面添付の未経験者が、添付を行わない理由のひとつとして、虚偽記載による懲戒のリスクと添付することによる付加価値とリターンが見合わないという意見がありました。

このことを受けて、竹内会員には、まず、税理士法1条「税理士の使命」について解説していただきました。

そのことを踏まえたうえで、書面添付における税務調査の意見聴取による省略はあくまで副次的な要素であり、そこを強調するのではなく、書面添付制度の意義として、税理士が納税義務者との間で真正なる申告書や決算書類の作成を心がけるとともに、それに値するだけの関与程度と指導内容を日ごろから果たしているかを、課税庁、金融機関等利害関係者に表明するという税理士の基本的使命を果たすうえで欠くべからざる制度であると説いておられました。

そうはいても、書面添付制度の普及がなかなか進まない理由の一つとして、納税者と税理士の間にそこまで信頼関係が築けないことをあげておられました。

平日の夜間にもかかわらず、52名の会員が参加して、熱心に講演を聞いておられました。参加してくださった会員みなさま、どうもありがとうございました。

制度部長 野島和浩

i n f o r m a t i o n

全青税秋季シンポジウム2014 in 千葉

日 時：平成26年11月8日(土)
12時50分 開会式～

場 所：京葉銀行文化プラザ

タックス・ミックス

～納税者にとって公平・効率的な税収のあり方を考える～

名青税新入会員歓迎会

日 時：平成26年11月29日(土)
17時30分

場 所：HOTELルブラ王山 金鯱の間

みなさんのご参加をお待ちしております。

編集後記

会員の皆様方、大変長らくお待たせいたしました。待ちに待った秋季広報誌の発行です。今回の広報誌も魅力的なイベント目白押しで、多くの方々にご愛読いただける作品となりました。税理士法第1条との関係から書面添付制度の本質に迫ろうとする、その大胆で、かつ、斬新なアプローチに爽快感さえ感じさせる制度部の研修会。参加者相互の交流はもちろんのこと、マス掴み

や木工工作を通して、自然とのふれあいを満喫した厚生部の家族懇親会など。残念ながら参加できなかった会員の方々におかれましても、臨場感あふれる文面から、それらの雰囲気を感じ取って頂けたのではないのでしょうか。なお、紙面で伝えきれない事項については、実際に名青行事にご参加いただき、自身の肌で感じ取って下さい。そして、皆様方が感じたその感動を、次回の広報誌で共有できればと思っています。

組織・広報部副部長 出田 大祐

名古屋青年税理士連盟

〒464-0067

名古屋市千種区池下一丁目8-18 仲田ビル1F

<http://www.meiseizei.gr.jp/>

編集責任者／組織・広報担当副会長 佐藤昌哉

発行所／名古屋青年税理士連盟 組織・広報部

印刷所／有限会社 真清社